

1. 「被扶養者の確認調査の実施」について（調査方法の変更のお知らせ）

先般8月の「けんぽニュース」において以下の様にお伝えいたしましたが、マイナポータルにおける情報連携にて一定の検認ができる環境が整いましたので、今年度は被扶養者全員ではなく、詳細確認が必要な方にのみ調査を実施し、事業主様、ご担当者様のご負担軽減と事務の簡素化を図ることといたしました。

8月の「けんぽニュース」でお知らせした内容

『当健康保険組合では健康保険法施行規則に基づき、既に認定されている被扶養者について資格の確認調査（検認）を毎年実施しています。被扶養者現況調査を9月中旬頃各事業所様に送付させていただきますので、ご協力お願いいたします。（提出期限10月13日必着）』

変更する点と今後のお知らせについて

これまでの調査対象者（認定されているすべての被扶養者）から、以下の条件等に当てはまる方のみを対象とし、調書の送付及び提出期限は改めて後日（10月中を予定）通知いたします。

- ①収入状況の確認が必要な方（雑所得や営業所得のある方等）
- ②住所が健保に登録の住所と違う方。（マイナポータルは住民票住所で表示されます）
- ③「別居」の方で仕送り確認が必要な方。
- ④上記以外の健保組合で詳細確認が必要であると判断した方。

※なお、令和4年度の給与収入等が収入基準額を超えている方（60歳未満130万円、60歳以上180万円）には被扶養者資格の削除のお知らせを送付いたします。

調査直前の変更になりましたことお詫び申し上げます。皆様の負担軽減を図る取組みにて、どうぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2. 「家庭常備薬幹旋」※を9月中旬に、また、「けんぽだより秋号」を10月中旬に各事業所様に送付いたしますので、事業主様、ご担当者様には度々お手数ですが被保険者の皆様に配布いただきますようお願いいたします。※今年度より「家庭常備薬幹旋」は春と秋の年2回とし、1月の実施はありません。悪しからずご了承ください。
3. インフルエンザ予防接種補助金を今年度も実施いたします。詳しくは同封の「インフルエンザ予防接種補助金について」をご覧ください。
4. 厚生労働省保険局労働基準局安全衛生部より、別紙“9月は「職場の健康診断実施強化月間」です”の実施に関して周知等の協力依頼がありましたので、リーフレットを添付しています。ご一読ください。リーフレットにも記載のとおり、健康保険組合では**健保の健診事業を利用されていない健診結果のご提供（40歳以上）**を受け付けています。（健診結果の健保への提供については法律により事業主に義務づけられています。）健診結果の提供について分からないことは、健保までお問合せください。


 PepUp つーしん

9月は「日々の記録チャレンジ」を実施中です。健康記録の習慣化に役立つチャレンジにぜひご参加ください。10月は昨年好評いただいた「ウォーキングラリー」を実施します。今年はネコカ士が幕下から横綱までを倒すべくがんばる「にゃんたハッケヨイ」です。ポイントも1500点と大きなポイント取得のチャンスですので是非ご参加ください。※参加するには事前のエントリーが必要です。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。（ホームページもご利用下さい。）

大阪府電気工事健康保険組合

☎ 06-6486-9013